

お客様各位

全日本空輸株式会社

Import Control System 2 (ICS2)の対応に関するご案内(2/20 更新)

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より弊社便をご利用いただき、誠に有難うございます。

さて、2023年3月1日よりEU当局において税関の新たな安全・保安プログラム“Import Control System 2 (ICS2)”が導入されます。当該プログラムではEU向け又はEUを経由する全ての貨物を対象に、米国向け ACAS プログラム同様、ICS2 対象国の税関当局へ搭載予定の貨物に関する事前情報を申告することが求められます。

弊社におきましては、要件に対して確実に遵守するためプロセスならびにシステムの準備を進めております。今回の新たなプログラムの要件を満たすためにも、お客様におかれましては下記の通りご協力をいただきますよう何卒お願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象貨物

対象国^{*}向け又は対象国を経由する全ての貨物

^{*}対象国(2023年1月時点): オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ノルウェー、スイス、北アイルランド(ただし英国は除く)

2. ご依頼

搭載前にEU当局へ情報送信を行う必要があるため、以下情報提供をお願い致します。

(1)必要情報

- ① 6桁の Harmonized Commodity Codes (HSコード)
- ② Consignee の EORI 番号

(2)提出方法

- ① HSコード
FWB: RTD 欄内に“/NH/”に続けて HSコードを入力
FHL: HTS 欄内に“HTS/”に続けて HSコードを入力
- ② EORI 番号
FWB/FHL: OCI 欄内に入力
OCI/●●/CNE/T/●●XXXXXXXX (●●=2桁の国番号、XXX=EORI 番号)

3. 開始日

2023年2月20日(月)日本出発便より 別途ご案内致します。

※本プログラム開始は2023年3月1日(水)となります。プログラム開始までは必須ではございませんが、弊社システムへの反映状況確認のため、上記開始日よりご協力のほどお願い致します。

※2月20日日本出発便から必要情報の提供開始をご案内させて頂いておりましたが、一部要件の確認を進めていることから、EU関係当局へ延長の手続きを実施しております。そのため、2023年3月1日以降も、必要情報の提供の有無に関わらず、輸送に影響はございません。正式な運用開始日につきましては別途ご案内致します。

なお、JVパートナーのルフトハンザ航空便に搭載される貨物につきましては、2023年3月1日より、ルフトハンザ航空よりご案内されております必要情報の提供が必須となります。

但し、EU域内まで弊社便、EU域内でのルフトハンザ航空トラック便の場合は別途案内があるまで弊社での案内内容が適用されます。

4. その他

- (1) お客様からご提出いただいた貨物情報の内容について輸送目的以外にこれを使用することは一切致しません。又、当局から指示があった場合を除き、当局を含む外部へこれを開示することはございません。
- (2) **2023年2月20日(月)日本出発便から本プログラム開始(2023年3月1日(水))までの間で提出いただけていない場合におきましても受託させていただきますが、本プログラムが開始した際には必要情報のご提出をいただけていない場合につきましては、受託不可又は搭載不可とさせていただきます。お客様の過失による輸送遅延につきましては、弊社では一切の責任を負いません。**
- (3) 弊社に対して対象国当局より罰則および罰金が課され、お客様に過失があると認められた場合につきましては、お客様に請求させて頂く場合がございます。予め、ご了承願います。
- (4) 貨物引き渡し遅延ならびに着地税関当局からのペナルティ防止の観点から Shipment Description については具体的な品目名をご提供ください。
- (5) ICS2 当局からの要件変更又はシステムに関する変更が生じた場合には、お客様へ速やかにご案内致します。

(参考) Import Control System2(ICS2)プログラムについて

ICS2(Import Control System2)とは、航空貨物のセキュリティ対策強化を目的にEU当局で導入される新たなプログラムです。本プログラムの開始に伴い、航空会社は航空機への搭載前に貨物事前情報(FWB/FHL)をEU当局へ送信し、貨物の搭載許可を取得しておく必要があります。

搭載許可取得プロセス

- (1) 航空会社は貨物事前情報(FWB/FHL)を電子データでEU当局へ送信
- (2) EU当局は事前情報をもとにスクリーニングを行い、航空会社へ結果を返信
- (3) 航空会社は搭載する貨物の許可が得られていることを確認
- (4) 貨物をULDへ積み付け開始

※未スクリーニング貨物やスクリーニング結果にて搭載不可の判定を受けた貨物については、別途対応が必要となります。

ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

以上